

## ○沖縄総合事務局告示第四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十一年 一月 二十一日

沖縄総合事務局長 福井 武弘

第1 起業者の名称 沖縄県

第2 事業の種類 県道110号線改築工事(沖縄県名護市字運天原大池地内から同市字饒平名大堀地内まで)並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事

第3 起業地

1 収用の部分

沖縄県名護市字運天原大池、字饒平名杣山、字饒平名平良田、字我部東杣山、字饒平名安田、字饒平名武田、字饒平名大堀及び饒平名湧増地内

2 使用の部分

なし

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、沖縄県名護市字運天原地内から同市字饒平名地内までの延長3.886km区間(以下「本件区間」という。)を全体計画区間とする「県道110号線改築工事」(以下「本件事業」という。)のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第3号の都道府県道に関する工事であり、本件事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号の市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、本件事業の施行により遮断される農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道110号線(以下「本路線」という。)は、道路法第7条の規定により沖縄県知事が県道に認定した路線であり、沖縄県は、同法第15条の規定により本路線の道路管理者であることから、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

本路線は、沖縄県名護市字真喜屋地内の主要幹線道路である一般国道58号との接続点を起点とし、沖縄本島と奥武島及び屋我地島を連結し、屋我地島を一周して同市字屋我地内の本路線との接続点を終点とする延長14.326kmの道路で、海岸付近の集落を連結する生活道路としての機能を担った重要な道路である。

本事業は、平成22年度完成予定となっている県道屋我地仲宗根線（以下「ワルミ大橋（仮称）」という。）と連結することにより、本部半島と国頭地域の交流、連帯を促進し、観光・リゾートの振興や産業の振興による北部地域の活性化に寄与するため計画されたものである。

しかしながら、名護市字運天原から字屋我までの延長約4,700mの区間（以下「現道」という。）は幅員が5.5m～10.0mと狭小であり、また、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径を満たさない屈曲部が17箇所存在し、縦断勾配が6%を超える急勾配の箇所も3箇所存在しており、さらに児童生徒の通学路でもあるが、歩道未整備区間が570mもあり全体の約1割を占めるなど、生活道路としての安全かつ円滑な交通が損なわれている状況にある。

本事業の完成により、新たに整備されるバイパス区間と現道拡幅区間において安全かつ円滑な交通が確保され、ワルミ大橋（仮称）との連結により本部半島と国頭地域の交流、連帯を促進し、観光・リゾートの振興や産業の振興による北部地域の活性化が図られ、現道の集落部においては通過交通の排除が可能となり、生活道路としての機能のさらなる悪化を防ぐものと認められる。

なお、本事業による生活環境等に及ぼす影響については、本事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外であるが、起業者が平成19年1月に任意で既存の調査資料等を基に検討を行ったところ、大気質、騒音及び振動に関して、環境基準等を満たすものと判断されている。また、水質については、沖縄県赤土等流出防止条例（平成6年沖縄県条例第36号）に基づく赤土等流出防止対策を講じることで、環境基準等を満たすものと判断されている。したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

#### (2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査によると、本件区間内の土地には文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### (3) 事業計画の合理性

本事業は、ワルミ大橋（仮称）との連結により観光・リゾートの振興等により北部地域の活性化を図るとともに、現道への通過交通の流入防止を目的として、道路構造令第3種第2級の規格に基づき2車線の道路を、現道拡幅及び一部バイパスにより片側に

歩道を備えた道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令に定める規格に適合していると認められる。

本件区間におけるルートについては、バイパス一部現道拡幅案（以下「申請案」という。）のほか、現道拡幅案、バイパス案の3案で検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、取得必要面積は現道拡幅案より多いが、住居・店舗の移転対象物件は現道拡幅案より少なく地域住民に与える影響は小さい。また、土工量についても、現道拡幅案より大きいですが、バイパス部は現道を供用しながらの工事はなく、現道拡幅案に比べ工事施工は易しい。さらに、事業費は3案中最も廉価であることから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められる。

したがって本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

本件事業は3の(1)で述べたように、ワルミ大橋（仮称）との連結により本部半島と国頭地域の交流、連帯を促進し、観光・リゾートの振興や産業の振興による北部地域の活性化を図るとともに、現道の集落部においては通過交通の排除が可能となり、生活道路としての機能のさらなる悪化を防ぐ必要があり、できるだけ早期に本路線の供用を図る必要がある。

また、名護市長及び今帰仁村長からなる「県道屋我地仲宗根線・屋我地中央線道路整備促進期成会」から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条の各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 名護市役所